

公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会から 臨床心理士の皆様への重要な「お知らせ」

令和2年10月1日
公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会

新型コロナウイルス(COVID-19)感染防止状況における 「本協会事業の現況と資格更新に係る教育研修機会」等について

- 1 新型コロナウイルス禍の中、いま本協会から臨床心理士の皆様へ
- 2 本協会事業の現況確認とお願いについて
- 3 資格更新に係る教育研修機会等について（令和2年度限定の特別措置を含めて）

1 新型コロナウイルス禍の中、いま本協会から臨床心理士の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大防止状況により、臨床心理士教育・研修委員会規程別項第2条に規定される教育研修機会が、広く関係各方面で中止もしくは延期になっています。本協会主催の「臨床心理士研修会、心の健康会議、心の健康・文化フォーラム」等も、年内の開催はすべて中止を決定したところです。

臨床心理士の皆様には、この対面・オフライン形式の教育研修機会が激減する状況にあっても、電話やオンライン等の多様な手法の併用等を工夫され、COVID-19禍状況で暮らす児童生徒・家族や医療・教育・介護はじめ支援従事者等との相互理解のもと、心に寄り添う臨床心理業務に、多大なご尽力をいただいていることに感謝と敬意を表します。

さて、この全世界的な COVID-19 禍状況は、政府初の緊急事態宣言発令をはじめ自然災害（令和2年7月豪雨等）が重複する広域的かつ全国的な未経験事態ですが、相談利用者と臨床心理士の皆様には、いまだ経験したことのない実際問題に直面され、未開拓な課題解決の取り組みに困惑しつつも創造的に奮闘努力されていることと推察します。それだけに、いまこそ行政関係者をはじめ多様な連携専門家はもとより、とりわけ臨床心理士同士の連携協力による専門的な取り組みと相互研修機会が求められると思います。

本協会といたしましても、いち早く年度当初から、都道府県臨床心理士会及び臨床心理士養成指定大学院等のご協力を得ながら、臨床心理士緊急支援事業をはじめ最大限の展開に努めています。この成果と同時に、目下の未経験事態における歴史的かつ貴重な経験を踏まえた積極的な展望を図るため、臨床心理士が利用者と一緒に築いてきた揺るぎない社会的信頼と専門性の実績を真摯に再確認し、堅持しつつ、日々進化するウェブ社会に応じた臨床心理士に固有の臨床心理支援体制の構築を図る事業展開に備えるところです。

本協会は、些かの揺るぎもなく皆様とともに臨床心理士制度を推進してまいります。

2 本協会事業の現況確認とお願いについて

先般、倫理関連規程の改正等に伴う新たな『臨床心理士関係例規集』（令和2年度版）とともにお届けした『臨床心理士報』第59号（令和2年7月31日発行）において、以下の名簿一覧を公示するとともに全国の臨床心理士及び広く関係各位にご確認をいただいたところです。

- (1) 令和元（2019）年度新規有資格者（臨床心理士）登録名簿一覧
- (2) 令和元（2019）年度資格更新手続完了者名簿一覧
- (3) 平成30（2018）年度資格更新手続完了者名簿一覧（追加）

臨床心理士報59号で公式にお知らせのとおり、令和2（2020）年度は、「臨床心理士資格認定」の新規有資格者（1,337名）と令和元年度資格更新手続完了者（5,512名）を含めて、創設以来32年間の認定者総数37,249名で着実にスタートしています。

COVID-19 影響下の本年度の臨床心理士資格審査（試験）につきましては、資格審査委員会を中心とする関係各位の多大なご尽力により、また受験される方々の深い理解と主体的な協力を得ながら、試験実施に特化集中した形で着実に事業展開を図っています。

臨床心理士有資格者各位には、COVID-19 禍における自粛・制限下での専門活動、当面の可及的な相互研修機会の確保、長期的な視点からの教育研修機会の新規開発、本年度における教育研修ポイントと研修見通し等が大きな関心事であると思えます。

特に令和2（2020）年度資格更新該当者（臨床心理士報59号35頁参照）である臨床心理士資格取得者（平成2年、7年、12年、17年、22年、27年度資格取得）におかれては、資格更新手続きを控えての喫緊の課題かと思えます。この緊急事態状況に鑑み、教育・研修委員会、資格更新検討WG等の関係委員会での審議とご協力を得て、令和2年度の資格更新に係る教育研修機会等に関する本協会の考えを以下に示しますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、日々の臨床心理支援活動において、お届けした「臨床心理士関係例規集」の中でも、改正された「倫理関連規程」についてのご確認と特段の遵守をお願いします。

COVID-19 禍の収束と新たな日常への先行き見通しが、なお捉えがたい現況にありますため、協会事務局業務対応も自粛・縮小を余儀なくされている状況にご理解とご協力をお願いします。公式に情報をお届けする「協会ホームページ」にご留意いただくとともに、各位に不利益が生じないよう「登録情報変更届」の提出には特段のご協力をお願いします。

3 資格更新に係る教育研修機会等について(令和2年度限定の特別措置を含めて)

① 臨床心理士教育・研修委員会規程別項による認定基準に基づいて厳正に進めます。

参照規定：本協会が定める臨床心理士教育・研修委員会規程第7条第2項に基づき、臨床心理士の資格取得者に対する一定の資質の水準を保証するための認定基準として本別項を定める（第1条）。臨床心理士は、その資格認定を得た日より満5年を経過

する前日までに、下記の(1)号及び(2)号のいずれも、又は、いずれかを含めた3群(種)以上にわたって、計15ポイント(以下Pとする)以上を取得していなければならない(第2条)。

② 臨床心理士資格更新手続の延期等に関する運用内規に基づき適正に進めます。

参照規定：海外への留学等、出産・育児、病気、又は家族の介護等で、1年以上5年未満の期間にわたり所定の自己研修等に関する評価(ポイント)を取得できない者は、次の手続により措置するものとする(第2条)。

③ 新型コロナウイルス感染防止状況に伴う臨床心理士資格更新ポイントの不足について(令和2年6月5日協会ホームページ「お知らせ」)に基づいて公平に進めます。

参照規定：現在の新型コロナウイルス感染防止のための研修中止・延期等の諸事情は、当該規定の「特別な事情」に該当すると考えられます。これにより更新期間5年間の研修実績が基準を満たさなかった方は、更新手続の際にその事情を説明いただいた上で、本協会から求められる所定の事例報告書等を提出することで、不足分のポイントの代替措置とすることができます。今年度以降の研修計画を立てられる際にも、その点をご承知おきください。

(注：本文中の当該規定とは上記①第4条第2項のことです。)

④ 令和2年度における資格更新に係る認定基準は、上記①②③を基本原則に、教育研修機会に関する本年度限定の特別措置による認定基準に基づいて進めます。

令和2(2020)年度に限り、COVID-19影響下における教育研修機会の著しい減少状況を踏まえ、臨床心理士の一定の資質の水準を保証するために不可欠な生涯学習の観点から、またまったく未知で未経験な新しい課題への取り組みと方途の開発に寄与していただくため、オンラインによる研修を上記規定の教育研修機会として認めることとします。

なお、この本年度限定の特別措置は、以下の点を踏まえた厳正な配慮に基づく臨床心理士の専門性研修として適正であることを条件とします。

- (1) 守秘義務をはじめとする臨床心理士倫理綱領・倫理規程等を遵守した上での研修であること。特にオンライン研修を実施する際には、参加条件管理、情報管理、受信環境への厳密かつ丁寧な配慮等を徹底すること。
- (2) 臨床心理士としての質を向上するための研修機会として、研修効果があがるよう主体的かつ相互活性化を図る方法(質疑応答や双方向性など)を工夫すること。
- (3) 研修時間は、従来の規定どおりワークショップ型研修会は5時間以上を最低限とすること。ただし、オンライン研修の質を確保するために、5時間を分割して実施することも可とし、合計が5時間以上であること。
- (4) 以上の条件を満たした上で行われた実施責任が明確な研修機会は、令和2年度に限り、COVID-19禍の状況における特別措置として、臨床心理士教育・研修委員会規程別項に基づき、5時間以上の研修について受講者に2P相当を付与する。

(5) 定例型研修会についても、上記に準じて、従来の認定基準どおり年6回以上かつ20時間以上を最低限とし、1年以上の継続参加者に4P相当を付与する。

以上、資格更新手続き該当者に限らず、すべての臨床心理士の皆様が、COVID-19禍をめぐる未経験課題を含めた多様かつ広域的な自己・相互研鑽に努めていただき、令和2年度の未曾有の重大事態状況においても、専門資質の十全な備えを主体的・継続的に練磨し、地域社会の利用者の方々の相談ニーズに応えていただくことをお願いいたします。

その一助にと願って、本年度限定の特別措置を含む「資格更新に係る教育研修機会等」に関する上記の認定基準を可及的にお知らせする次第です。

もとより資格更新制は、5年間15P(単年度当たり3Pに相当)の専門義務に基づく資質担保の重要システムです。臨床心理士の皆様には、日頃より自主的・主体的に自己研修に努めていただきますとともに、当該臨床心理士会に入会されるなどにより、仲間とともに固有の専門性を踏まえた相互研修はじめスーパーヴィジョン(資格更新に係る教育研修機会(5)、スーパーヴァイザーは資格更新4回以上が望まれる)等の個別的研修に努めていただくようお願いします。

なお、令和3(2021)年度以降については、別途に関係委員会等での継続的な検討を進めながら、適宜に本協会ホームページでお知らせしますのでご参照いただくと幸いです。

新型コロナウイルス禍に暮らすすべての皆様のご健勝とご健闘をお祈りします。

最後になりましたが、COVID-19感染及び重なる自然災害で犠牲になられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、感染・被災され苦難の日々にある皆様に心からお見舞いを申し上げます。

臨床心理士の皆様には、新型コロナウイルス禍における対応に苦慮し揺らぎがちな現況にあっても、深く揺るぎない専門家相互の連携と信頼関係をもとに、臨床心理相談を利用される方々との信頼関係に決して混乱や揺らぎを増幅させることがないよう、困難な中にも引き続き地道で粘り強いご尽力をいただきますようお願いいたします。

以上

【ご報告】

本協会では、臨床心理士支援の観点から、県単位の臨床心理士会の責任で実施していただく従来の被災者支援事業に基づく形で、新型コロナウイルス感染防止状況に特化した援助金助成事業を、令和2年4月10日付で本協会ホームページを通じて公募し、厳正な審査を経て30件の採択をみたところです。また、臨床心理士養成大学院の附属臨床心理相談室における地域支援に対する援助金助成事業にも取り組んでいます。詳細は本協会ホームページを是非ご覧ください。